

## 各府省庁補足説明資料

総務省	P 1 ~ P 2
文部科学省	P 3 ~ P 5
厚生労働省	P 6 ~ P 13
農林水産省	P 14 ~ P 18
経済産業省	P 19 ~ P 20

# 総務省における中心市街地活性化施策の概要

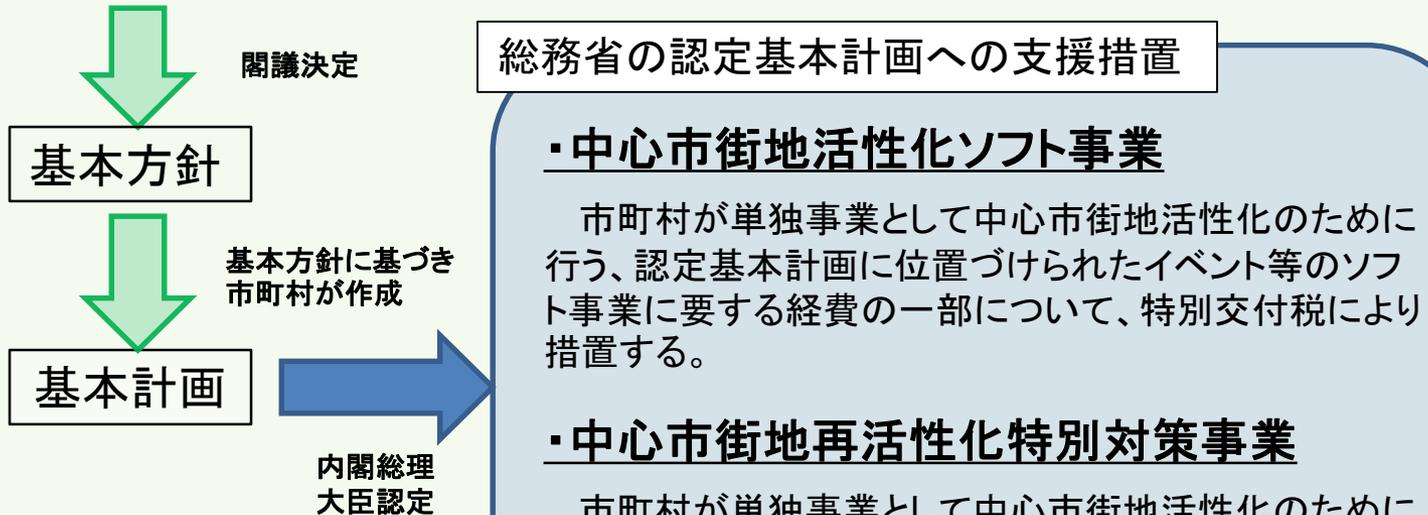
## 目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

## 支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



# 総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

## 中心市街地活性化ソフト事業

### ① イベント事業

### ② 講演会、シンポジウム等

### ③ 後継者育成研修事業

### ④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

### ⑤ 空き店舗対策事業

### ⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

## 中心市街地再活性化特別対策事業

### (1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備  
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備  
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備  
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

### (2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

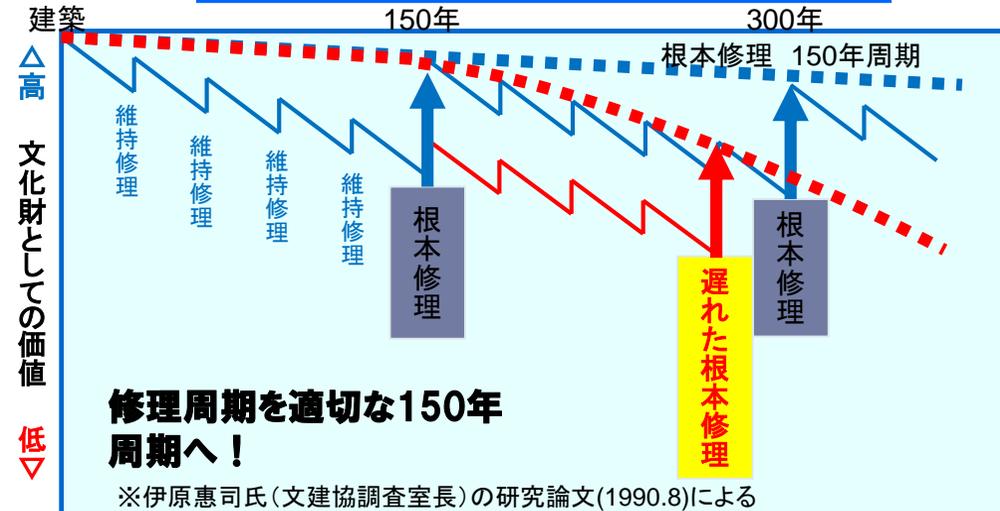
文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援するとともに、修理現場の公開促進や修理によって得られた新たな知見の情報発信を同時に実施することで修理時期を観光振興にもつなげる。また、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

## 文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木建造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は358件に達し、本格的な修理の時期に達している。

## 根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



## 修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



工事を見学できる仮設道路を設置

## 文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興にも寄与する。



旧下関英国領事館  
バリアフリー設備 (山口県)

## 文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置

〈適切な周期〉  
 根本修理(解体、半解体修理)  
 : 平均150年周期  
 維持修理(屋根葺替・塗装修理)  
 : 平均30年周期  
**適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。**



国宝清水寺本堂屋根施工の様子 (京都府) 3

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査  
計画策定



伝統的建造物の修理と  
耐震



美しい町並みの回復

修理・修景

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

買上



伝統的建造物の公開  
活用



にぎわいの創出

公開活用  
整備

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

伝統的建造物群保存地区

学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**である。  
 このため、子供たちの安全と健康を守り、**計画的・効率的な長寿命化**を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。  
 また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、**耐震化や非構造部材の耐震対策**などを推進し、学校施設の強靱化を図る。

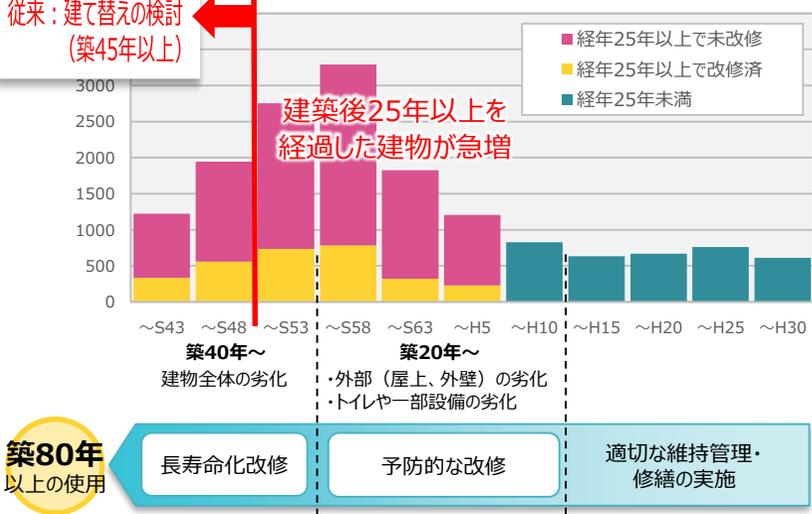
## 現状と課題

子供たちの安全と健康を守るため、**計画的・効率的な長寿命化が急務**

平成30年5月1日現在  
 公立小中学校の経年別保有面積 <全国>

従来：建て替えの検討  
 (築45年以上)

建築後25年以上を  
 経過した建物が急増



築80年以上の使用

長寿命化改修

予防的な改修

適切な維持管理・修繕の実施

今後は、長期間の使用を前提としたライフサイクルへ移行



## ◆ 公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

### ○ 計画的・効率的な長寿命化の推進

- ・将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- ・空調設置、給食施設の整備や教育環境の改善等

### ○ 小中学校等の教室不足への対応等

- ・新築や増築による教室不足の解消、バリアフリー対策等

### ○ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ・非構造部材を含む耐震対策、トイレ改修等

## ◆ 制度改正の内容

### ○ 長寿命化改良事業の制度拡充

- ・計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を補助対象化

### ○ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充

- ・廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、事業の算定割合を引上げ（1/3→1/2）

### ○ 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長

- ・グラウンドの暗渠排水等の整備に限り5年間延長

## ◆ 建築単価

### ○ 対前年度比 +9.0%（資材費、労務費等の上昇分、空調設備分）

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

令和元年度 193,600円/㎡ ⇒ 令和2年度 211,000円/㎡

※配分時には整備内容に応じて単価を設定

# 医療提供体制施設整備交付金の概要

## I 予算額

令和元年度予算額 令和2年度予算案  
10,384,382千円 → 6,484,888千円

## II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

### 「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

## IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外  
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	腎移植施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	治験施設	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	医療機器管理室	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
共同利用施設(開放型病棟等)	○	○	○	0.33	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33	医療施設等耐震整備事業	○	○	○	0.5
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					

## V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額

69億

+126億円(臨時・特別の措置分)

→

令和2年度予算額(案)

68億

+106億円(臨時・特別の措置分)

【令和元年度補正予算額(案) 83億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。



# 1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。  
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

## 障害者総合支援法上のサービス

### 日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

### 居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

### 訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型＝雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

### 施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

## 児童福祉法上のサービス

### 障害児通所支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う

### 障害児入所支援

障害児入所施設

施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

## 2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

### 国庫補助を受ける場合

- ・ 社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

#### ②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

# 保育所等整備交付金

(令和元年度当初予算) 747億円 (648億円+99億円※) → (令和2年度予算案) 697億円 (638億円+59億円※)  
(令和元年度補正予算案) 149億円

※臨時・特別の措置(耐震化整備に必要な経費)

## 【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

## 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

# 保育対策総合支援事業費補助金

令和元年度予算:393.8億円 → 令和2年度予算案:393.8億円

## 【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を図る。
- さらに、障害児の受入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

《見直し》事業目的・内容が類似する事業について大括り化することで、事業目的・内容をわかりやすくし、事業の活用を促進するとともに、自治体における申請事務負担等の軽減を図る。

## 【対象事業】

### I 保育人材確保対策 164億円（124億円）

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②潜在保育士再就職支援事業
- ③保育士資格取得支援事業  
(保育士資格取得支援事業、保育士試験による資格取得支援事業)
- ④保育士宿舍借り上げ支援事業【要件見直し】
- ⑤保育体制強化事業【拡充】
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑩保育人材等就職・交流支援事業  
(保育所等における業務集約化推進事業、保育人材等就職支援事業、保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流支援事業)
- ⑪保育士修学資金貸付等事業【新規】

### II 小規模保育等の改修等 171億円（188億円）

- ①賃貸物件による保育所等改修費等支援事業【拡充】
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

### ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業

(都市部における保育所等への賃借料支援事業、保育所設置促進事業)

### III その他事業 59億円（81億円）

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業  
(認可化移行調査・助言指導事業、認可化移行移転費等支援事業)
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業
- ⑥家庭支援推進保育事業
- ⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業（予約制）
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業

# 地域支援事業の概要

令和2年度予算案 公費3,882億円、国費1,972億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,978億円 (989億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
  - ア 訪問型サービス
  - イ 通所型サービス
  - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
  - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,905億円 (952億円)

- ① 包括的支援事業
  - ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分 534億円 (267億円)
    - i) 介護予防ケアマネジメント業務
    - ii) 総合相談支援業務
    - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
    - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
      - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
  - イ 社会保障の充実
    - i) 認知症施策の推進
    - ii) 在宅医療・介護連携の推進
    - iii) 地域ケア会議の実施
    - iv) 生活支援コーディネーターの配置
- ② 任意事業
  - ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## ○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

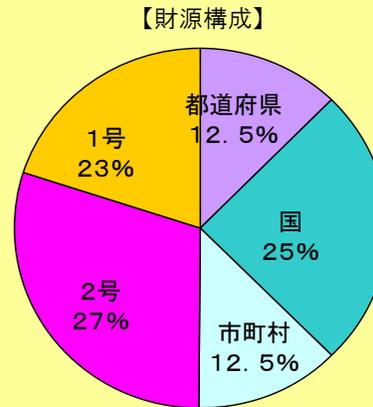
### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
  - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

## ○地域支援事業の財源構成

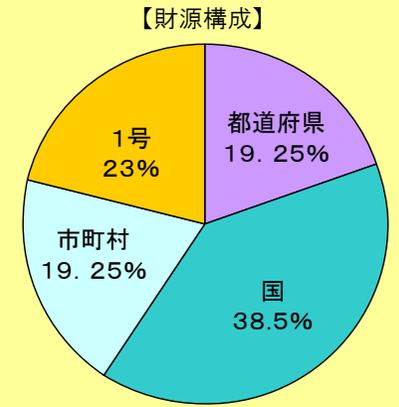
(財源構成の割合は第7期以降の割合)

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

(国：都道府県：市町村=2：1：1)

## 地域支援事業実施要綱（抄）

（平成 31 年 4 月 26 日一部改正）

### 別記 4 任意事業

#### 3 事業内容

##### （3）その他の事業

#### カ 地域自立生活支援事業

##### ② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者  
のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者  
の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交  
換等（介護相談員派遣等事業）を行う。

# 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

## 事業の概要

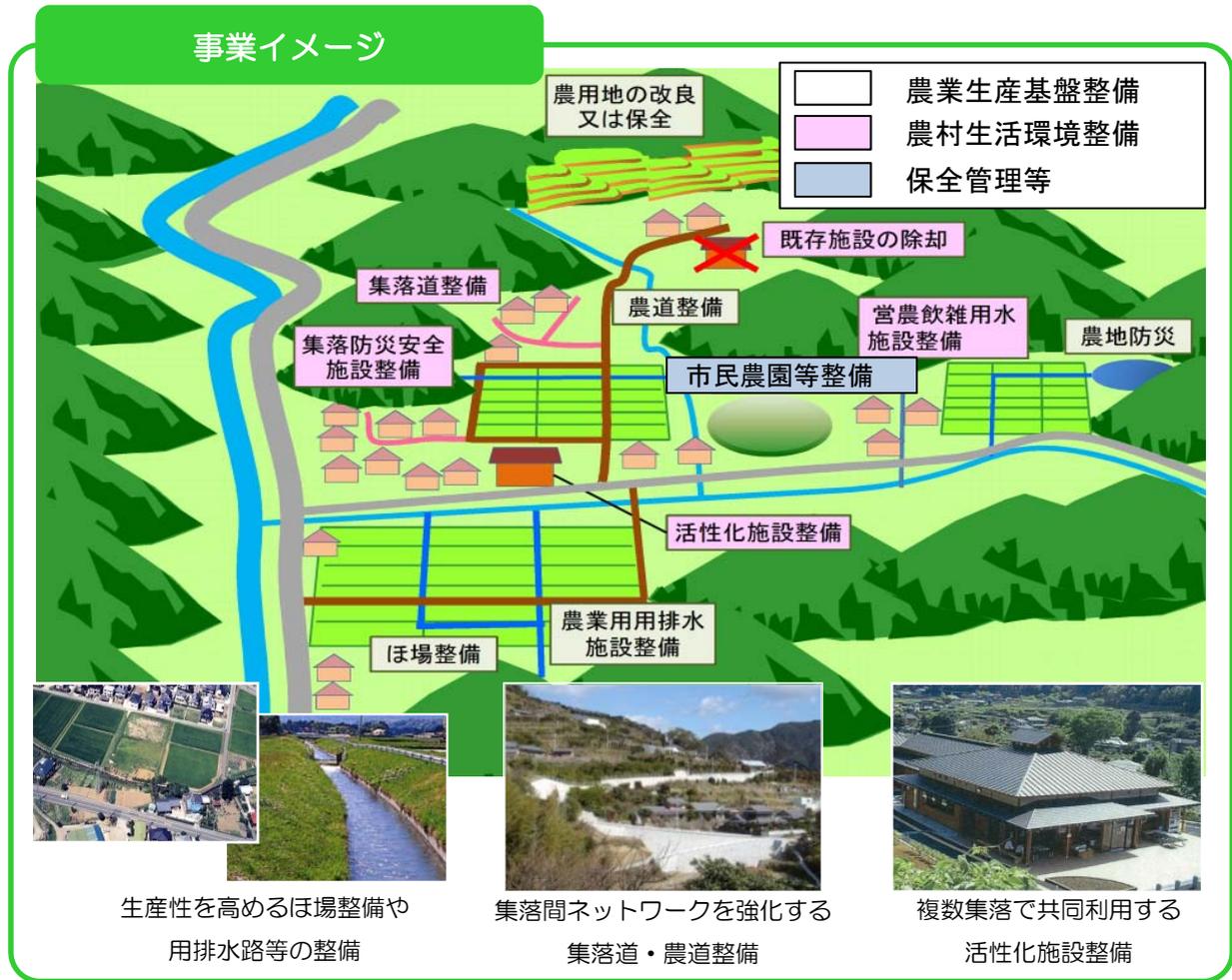
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

### <特徴>

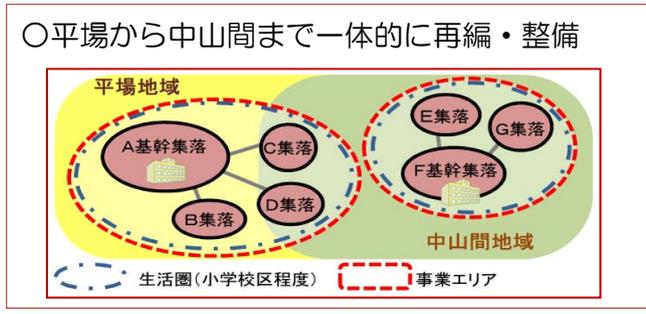
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

## 事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備	歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備	
保安全管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
    - └ 集落基盤再編型
    - └ 中山間地域総合整備型
    - └ 農地環境整備型
    - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
    3. 交付率：1/2等
  - 中山間地域総合整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
  - 農地環境整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

農山漁村地域整備交付金のうち  
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④渇水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設（新設・更新、導入支援）

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、  
沖縄2/3（ただし、⑦等の単独施設整備は50%）  
2は50%（ただし沖縄にあっては75%）  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

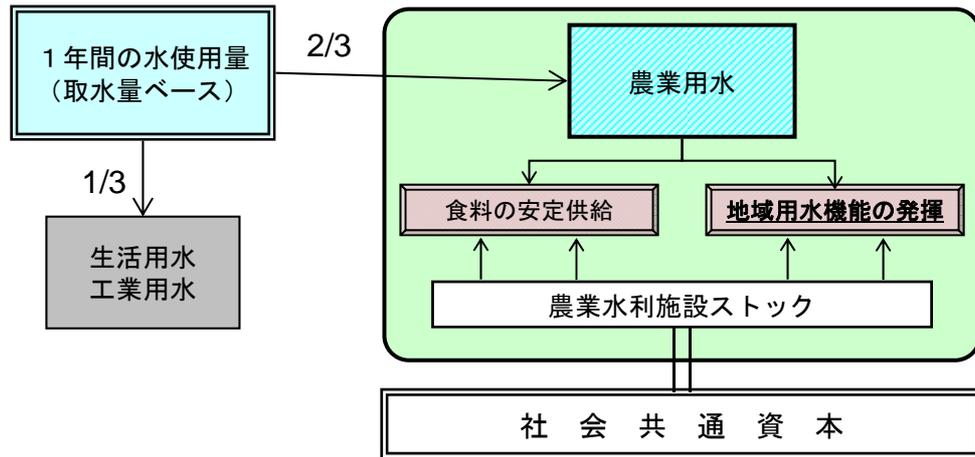
# 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能（地域用水機能）の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

# 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（食品流通拠点施設整備）

【令和2年度予算概算決定額 20,020（23,024）百万円の内数】

## <対策のポイント>

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設**、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

## <政策目標>

- 中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率（17.8% [平成28年度] → 27.5% [令和6年度]）
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額（695億円 [平成28年度] → 719億円 [令和6年度]）
- 共同物流拠点の入荷時のトラックの積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 卸売市場施設整備

### 1. 卸売市場施設整備

- 卸売市場に求められる機能を高度化するための卸売市場施設の整備を支援します。

#### 【取組メニュー】

- 品質・衛生管理高度化
- 物流効率化
- 市場再編・連携
- 輸出促進対応
- 防災対応

#### 【令和2年度の拡充等】

- 卸売市場整備計画、経営展望、地域拠点市場の要件を廃止し、中央卸売市場／地方卸売市場の認定、食品等流通合理化計画の認定を要件化
- 交付対象施設の搬送施設に「搬送資材管理施設」を追加



常温の卸売場



低温管理された卸売場



混雑した入荷施設



荷卸し待機時間の少ない入荷施設

### 2. 共同物流拠点施設整備

### 2. 共同物流拠点施設整備

- 共同配送等による効率化の取組を推進するために必要なストックポイント等の物流拠点施設の整備を支援します。

- 食品等流通合理化計画の認定を要件化

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先]食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

# 商店街活性化・観光消費創出事業

## 令和2年度予算案額 30.0億円（50.0億円）

中小企業庁商業課  
03-3501-1929  
地域経済産業グループ  
中心市街地活性化室  
03-3501-3754

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげるのが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

#### 成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

（1）補助（2/3以内）

（2）補助（2/3以内）

（3）補助（10/10定額）

国

商店街等組織、  
商店街等組織と民間事業者の連携体

※補助金上限額と下限額は、  
（1）～（3）の合計額で補助金  
上限額2億円、下限額200万円。

### 事業イメージ

#### （1）インバウンド・観光・創業等の需要を取り込む環境整備の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



（画像出所）MIDOLINO 資料  
シェアキッチンの整備

#### （2）インバウンド・観光・創業等の需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

#### （3）専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

## 中心市街地活性化のための税制措置（登録免許税）

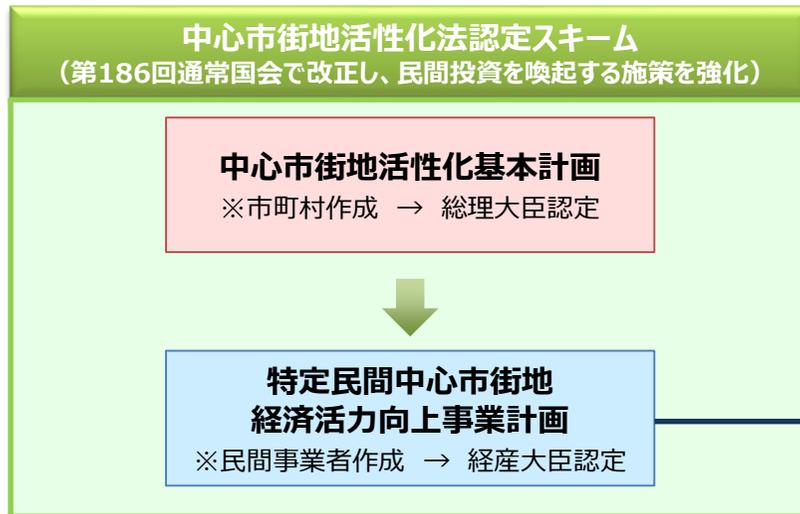
- 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を図る。

### 現行制度

【適用期限：令和元年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2（本則 1,000分の4）
- ・所有権の移転登記 1,000分の10（本則 1,000分の20）



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。

### 要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）